

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	23	担当課	住宅室
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	根拠条項	第27条第1項	不利益処分の種類	サービス付き高齢者向け住宅登録事業の所在不明者等に関する登録の取消し		
(所在不明者等の登録の取消し) 第二十七条 都道府県知事は、登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。							